

上里町の都市基盤が強化されました

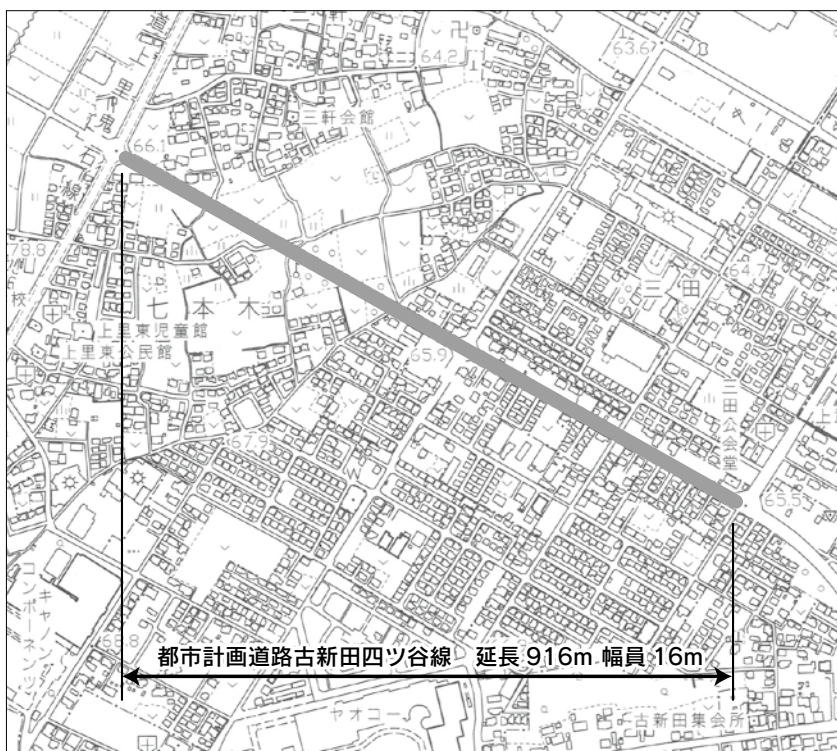
都市計画道路 古新田四ツ谷線 開通

待望の開通
さらなるハード面の充実

平成17年度から整備を進めてきた、都市計画道路古新田四ツ谷線の三田公会堂から県道上里鬼石線までの区間延長916mが、平成25年12月19日(木)に開通しました。

都市計画道路古新田四ツ谷線の開通により、県道である藤岡本庄線と上里鬼石線を結び、町の中心部と各地区への連絡、本庄市方面への連絡が強化され、この地域の利便性の向上、町の発展が期待されます。

また、開通に先立ち記念行事が開催されました。地元区長や上里東小学校の児童、上里中学校・上里北中学校の生徒が招待され、新しく設置された信号機の点灯式や横断歩道の通り初めが行われました。



都市計画道路古新田四ツ谷線 延長916m 幅員16m

古新田四ツ谷線開通区間



開通記念テープカット



横断歩道通り初め

自転車のルールが変わりました

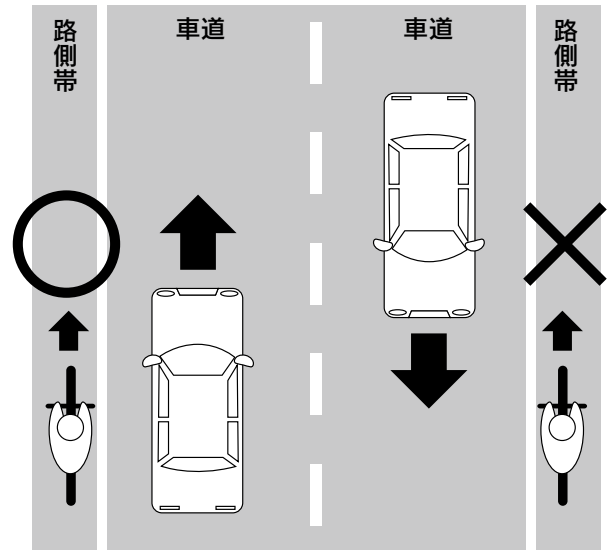
自転車の路側帯通行が道路左側に限定

これまで自転車は、歩道がない道路にある左側の路側帯と右側の路側帯、どちらも通行できました。今回、道路交通法の改正により、**進行方向左側の路側帯の通行に限られることになりました。**

※路側帯…歩く人のためのスペースを作るために、歩道のない道路などで車道と白い線で区切られた部分

右側にある路側帯を通行すると…

→3か月以下の懲役または5万円以下の罰金が課せられる場合があります



確認しましょう！自転車の主なルール

◆自転車は車道の左側通行が原則

自転車を含む軽車両は、車道の左側通行が原則です。今回、道路交通法改正の対象となる路側帯通行は、歩行者の通行の妨げにならない場合のみ可能です。

◆歩道通行ができる場合は

歩道と車道の区別がある道路でも、自転車は車道の左側通行が原則ですが、歩道を通行できる場合もあります。

- ・運転者が「13歳未満」「70歳以上」「身体の不自由な方」のいずれかに該当する場合
- ・交通量が著しく多く事故の危険性がある場合
- ・「自転車及び歩行者専用」の標識がある場合 など

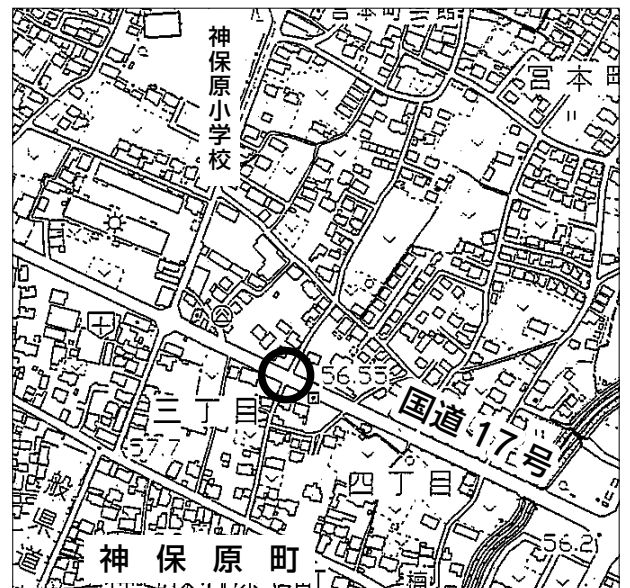
問合せ…まち整備環境課生活環境係【☎35-1226】



「自転車及び歩行者専用」の標識

国道横断は危険です

国道17号の交差点（図の○印）で、平成25年11月に国道を横断中の歩行者が乗用車にはねられ、死亡する事故が発生しました。現場は過去にも同様の死亡事故が何度か起きています。国道の横断は、歩道橋や横断歩道を利用し、無理な横断はしないよう心掛けてください。上里町では、平成25年11月末現在で人口1,000人当たりの人身事故発生状況が県内ワースト1位となっています。高齢者の事故、自転車事故が特に多発傾向にあります。家族や友人等身近にいる高齢者やドライバーに注意を呼びかけるなど、ご協力をお願いします。



所得税の確定申告、 町・県民税(住民税)の申告の受付が始まります!

申告が必要な方は、「申告受付地区別日程表」を確認の上、必要書類等を事前に準備してご来場ください。
(「申告が必要な方」は、広報1月号をご確認ください。)

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221内線1802・1803】

申告に必要なもの

毎年、申告会場は大変混み合い、長時間お待ちいただくことがあります。待ち時間短縮のため、事前に記載が必要な農業・営業・不動産の「収支内訳書」や、「医療費の明細書」等の書類を作成してから申告会場へお越しください。

なお、必要書類に不備がある場合は、一度退席され、必要書類を整えてから再度ご来場いただくこととなりますのでご了承ください。

① 印鑑
※認印可(スタンプ式の印は不可)

② 申告者本人の口座番号
控

所得税の還付が生じる場合は、申告者本人の口座に振り込みます。金融機関名、支店名、口座番号等の控えをお持ちください。

また、所得税を納める方が新たに口座振替を希望される場合は、申告者の口座番号等のほか、「金融機関届出印」が必要になります。

③ 所得計算の基礎となる書類

申告受付地区別日程表

日時	受付対象地区
2月 17日(月)	黛・金下
18日(火)	金上・内出・西金・金下東
19日(水)	勝一・勝二・原一・原二・天神・真下・堀込
20日(木)	宿・屋敷・東宮・十八軒四軒家・中五明・南五明
21日(金)	下郷・宮・上郷・久保・寺西・新堀・並木沖
22日(土)	
23日(日)	
24日(月)	東大御堂・西大御堂
25日(火)	田中・丹蔵石倉・岡・堀之内・東堤
26日(水)	横町・阿保町・長浜町
27日(木)	立野・立野南・久城
28日(金)	本郷一・本郷二・本郷三
3月 1日(土)	
2日(日)	
3日(月)	京塚
4日(火)	古新田
5日(水)	三田
6日(木)	三軒
7日(金)	久保新田・四ツ谷
8日(土)	
9日(日)	地区指定日に都合の悪い方【午前の部のみ】
10日(月)	西原町東・西原町西・一丁目
11日(火)	二丁目・三丁目・四丁目・五丁目
12日(水)	東町東・東町西・宮本町
13日(木)	八町河原・忍保
14日(金)	地区指定日に都合の悪い方
15日(土)	
16日(日)	
17日(月)	地区指定日に都合の悪い方

※指定日に都合の悪い方の申告日を設けてありますが混み合いますので、指定日以外でも申告を受付けます。また、例年、申告初日は大変混み合い、通常よりお待ちいただくことになってしまいますので、できるだけお避けいただきますようご協力をお願いします。

給とおよび年金所得者

▼源泉徴収票(原本)

事業(営業・農業)所得者

▼収支内訳書(必ず事前に作成してお持ちください。)

不動産所得者

▼収支内訳書(必ず事前に作成してお持ちください。)

▼収入金額・必要経費等が分かる書類

▼固定資産税の領収書と課税明細書

▼配当所得・一時所得・雑所得等がある方

▼支払通知書や支払調書等

④ 控除証明書・領収書等

(平成25年中に支払ったもの)

社会保険料控除

▼控除証明書・領収書・所得申告参考資料等

※国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料については、「所得申告参考資料」を1月末に発送しています。

「対象になる社会保険の例」

・健康保険

・国民健康保険

・介護保険

会場

上里町役場4階・大会議室

受付時間

(午前の部) 午前9時～11時

(午後の部) 午後1時～4時

※受付整理番号札は、午前8時30分から配布します。午前8時以前の入庁はできません。

・後期高齢者医療保険

・国民年金保険

小規模企業共済等掛金控除

▼掛金払込証明書等

生命保険料控除・地震保険

料控除

▼保険料控除証明書

※地震保険料控除には旧長期損害保険料も含みます。

⑤ 障害者控除を受ける方

▼障害者手帳

※身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けていない方でも、65歳以上で介護保険の要介護2～5の認定を受けている方およびその扶養者は、障害者控除を受けることができます。その場合は、申告時に「要介護認定・要支援認定等結果通知書」の原本を提示してください。また、町および本庄税務署以外で申告される方は、申告先にあらかじめ電話等で必要書類を確認していただき、「障害者控除対象認定書」が必要な方は、高齢者いきいき課高齢介護係【☎35-1243】へ申請してください。申請の際は印鑑（認印可）を持参してください。

⑥ 医療費控除を受ける方

▼医療費の明細書

平成25年1月1日～12月

31日までに支払った金額（自己負担額）と、保険金等で補てんされた金額を、医療を受けた人・病院等ごとに集計して「医療費の明細書」を作成してください。「医療費の明細書」は、税務署・町役場税務課窓口

高齢者のおむつ代の医療費控除確認書

おむつ代が医療費控除の対象として認められるには、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、前年に「おむつ使用証明書」で控除を受けている方で、要介護認定を受けていて一定の要件を満たす方は、町が発行する「おむつ代の医療費控除確認書」が代わりになります。「おむつ代の医療費控除確認書」が必要な方は、高齢者いきいき課高齢介護係【☎35-1243】へ申請してください。申請の際は印鑑（認印可）を持参してください。

用意してあります。また、町ホームページからも入手できます。

※予防接種・通常の健康診断や人間ドックは医療費控除の対象になりません。

※保険金等で補てんされた金額は、支払った医療費から差し引きます。

▼医療費の領収書等

※健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」は、領収書等の代わりに

はできません。

▼生命保険契約等で支給される入院費給付金等および健康保険組合等で出産費や高額療養費等の補てんがあれば、支給額の分かる書類

⑦ 寄付金控除を受ける方

▼寄付金の領収書等

⑧ 学生の方

▼学生証または在学証明書

※一定の要件に該当する場合は、「勤労学生控除」が適用されます。

⑨ その他

各自申告に必要なと思われるものを持参してください。

※町の申告会場では、e-Taxを利用した確定申告はできません。

本庄税務署からのお知らせ

■復興特別所得税

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

■公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

※この場合であっても、所得税の還付を受けるためや、確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

所得税の確定申告で、次に該当する方は、町の申告会場では受付することができませんので、本庄税務署でお願いします。

- ①新規または連帯債務のある住宅借入金等特別控除を受ける方
 - ②土地・建物等の売買のある方や株取引のある方
 - ③雑損控除を受ける方
 - ④先物取引に関する申告をされる方
 - ⑤繰越損失の申告をされる方
 - ⑥確定申告書の本人控に受付印が必要な方
 - ⑦外国在住の方を扶養される方
 - ⑧亡くなられた方の申告をされる方
 - ⑨平成24年以前の申告をされる方
 - ⑩青色申告の方
 - ⑪その他、税務署での申告が適切と思われる方
- ※消費税・贈与税・相続税の申告は、本庄税務署でお願いします。